

第4次 中札内村

男女共同参画推進計画(案)

●計画のテーマ

自分らしさが輝く未来へ

～身の回りのジェンダーを見直そう～

2026年度～2030年度

(令和8年度～令和12年度)



目次

第1章 計画の策定にあたって	ページ
1 計画の背景	1
2 計画策定の趣旨	3
3 基本理念	3
4 計画の位置づけ	3
5 計画の期間	3
第2章 計画の体系	4
第3章 計画の基本方向と施策の方向	5
基本目標1 男女の人権の尊重	
基本方向1 男女平等の視点に立った教育の推進	5
基本方向2 男女共同参画の啓発	8
基本方向3 性と人権を尊重する意識の浸透	11
基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の促進	
基本方向1 労働における男女平等の推進	13
基本方向2 政策・方針決定過程への女性の参画促進	19
基本方向3 地域社会での男女共同参画の促進	22
基本目標3 安全・安心な暮らしの実現	
基本方向1 生涯を通じた男女の健康支援	24
基本方向2 配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力の根絶	27
基本方向3 誰もが安心して暮らせる環境整備	30
第4章 計画の進捗管理	32

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

国の「男女共同参画基本計画」において、男女共同参画を推進していくことは、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提であると考えられています。（第5次男女共同参画基本計画 第1部 基本的な方針 より）

また、令和7年6月に政府決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」では、女性を含めた誰もが安心して住み続けられる地域構築を進めることは待ったなしの課題とされています。

国は、2015年制定の「^{※1}女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」や2024年制定の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」など、女性が自立し活躍できる環境づくりのための法整備を進めていますが、2025年の日本の^{※2}ジェンダー・ギャップ指数は148か国中118位であり、依然として「経済分野」や「政治分野」は他の先進国と比べて低い水準となっています。日本において^{※3}固定的性別役割分担意識は今もなお根強く残っていることを示しており、その解決が急がれています。

2025年 ジェンダー・ギャップ指数（全148か国）

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
...
118	日本	0.666

GGI値（ジェンダー・ギャップ指数）
 経済、教育、保健、政治の各分野ごとにデータを算出し、全分野の数値を平均したものです。
 1.0が完全平等の状態を指す。



※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
 女性が職業生活においてさらに活躍できるように、地方公共団体における推進計画や、民間も含めた事業主行動計画の策定、女性の活躍に関する情報の公表などについて定めた法律。

※2 ジェンダー・ギャップ指数
 「世界経済フォーラム」(WEF)が毎年公表している数値で、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、男女格差を示す指標。

※3 固定的性別役割分担意識
 個人の能力などとは関係なく性によって役割を決め、固定しようとする考え方のこと。

本村では2010年に「第1次 男女共同参画推進計画」を策定し、翌2011年からは男女共同参画推進委員会を通じて様々な取組を行い、男女共同参画を推進してきました。

2024年度に実施した住民意識調査では、家庭生活において「男女平等である」と回答した割合が前回調査から6ポイント以上増加して40.3%となり、改善がみられました。しかし、職場・地域に関しては「男女平等である」と感じている割合が未だ35%以下に留まっており、性差による不平等が残っていることがわかります。

また、少子高齢化により労働力人口の減少が進むなか、男女がともに働きやすく、労働と子育てや介護を両立しながら、多様な生き方を選択できる環境づくりの重要性がますます高まっています。

これらのことから、本村では第3次計画に引き続き^{※4}ポジティブ・アクション(社会的な性差をなくすための積極的な取組)と^{※5}ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に取り組んでいきます。

男女共同参画に関する住民意識調査とは？

男女共同参画推進計画の基礎資料として、男女共同参画に関する村民の意識や現状などを調査したもの。その調査結果を踏まえて、本計画を策定した。

◆調査対象

村内に在住する18歳以上の男女500人(男性・女性 各250人)

◆調査時期

2024年7月

◆回収数

139人(回収率27.8%) 男性 50人/女性82人/無回答 7人

※4 ポジティブ・アクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、機会を均等にすることを目指した積極的な取組のこと。例として女性の登用促進や男性の育児休業取得率の向上などが挙げられる。

※5 ワーク・ライフ・バランス

働きながら家庭や地域生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。実現するためには労働時間の短縮や育児休業取得率の向上、出産前後の女性の就業サポートが必要となる。

2 計画策定の趣旨

本村のまちづくりの基本理念を定めた「^{※6}中札内村まちづくり基本条例」では、すべての村民がお互いの人権を尊重しながらまちづくりを進めることが謳われています。その実現のためには、誰もが性別に関わらずその個性と能力を十分に発揮し、個人として互いを尊重し合えるような環境づくりが必要です。

本計画を策定することで、家庭・職場・学校・地域など社会のあらゆる分野において男女が人権を尊重し、平等に責任を分かち合い、村民一人ひとりが性別に関わらずその個性と能力を十分に発揮し、自分らしさを大切にできる『男女共同参画社会』の実現を目指します。

3 基本理念

すべての男女が

- ①自立した個人として尊厳が重んじられる
- ②個性と能力を発揮できる
- ③制度や慣行などにより個人の選択の自由を奪われない
- ④あらゆる場面において平等に参画する機会が確保される

4 計画の位置づけ

- ・「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく基本計画
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく市町村推進計画（基本目標2の基本方向1「労働における男女平等の推進」）

5 計画の期間

2026年度から2030年度（令和8年度～令和12年度）までの5年間

※6 中札内村まちづくり基本条例

村の目指すまちづくりの基本理念と、村民・議会・村それぞれの役割や責任を明らかにして、協働のまちづくりを実現するために制定した条例。第3条には「まちづくりは、すべての村民がお互いの人権を尊重しながら進めます。」と定められている。

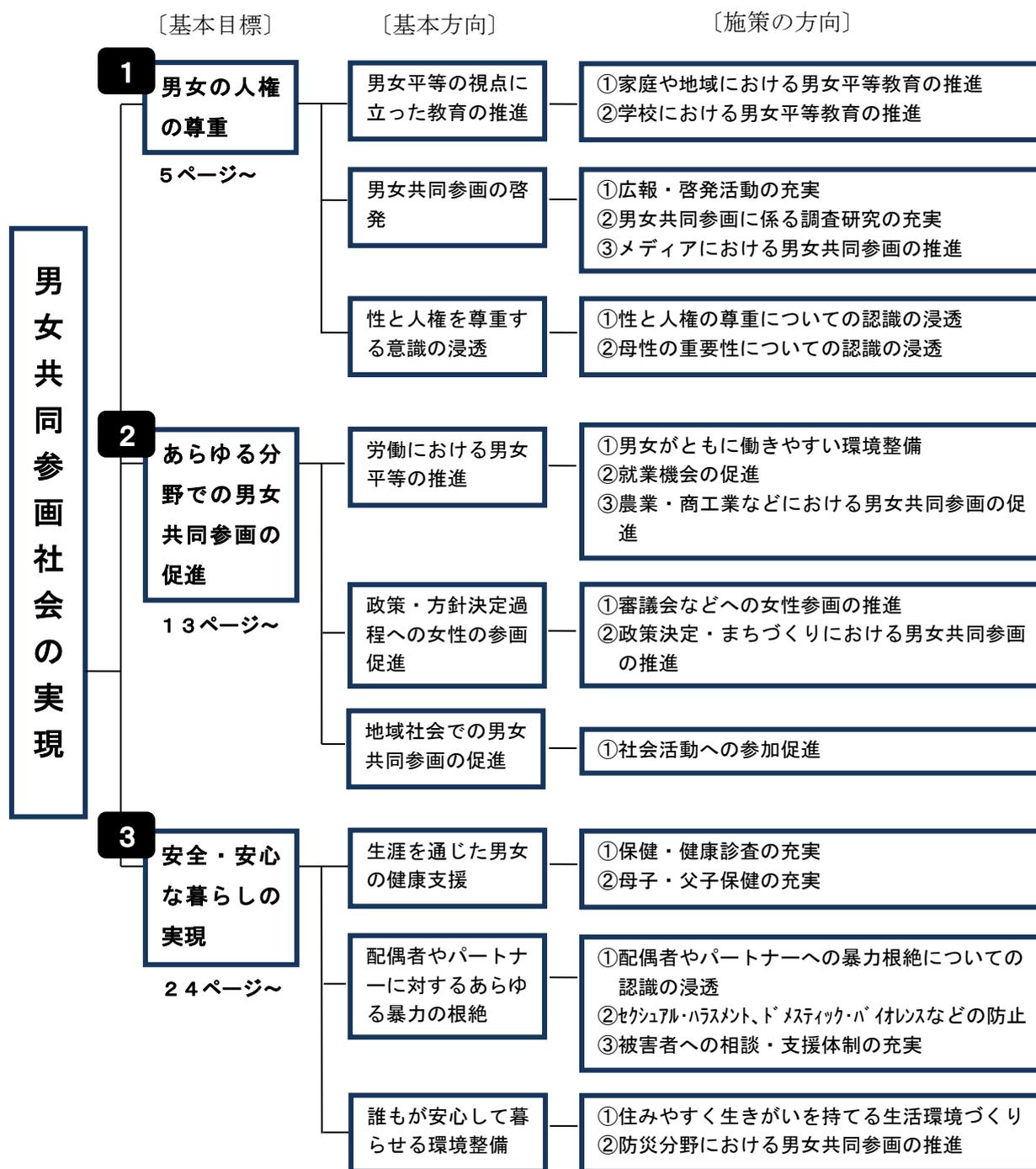
第2章 計画の体系

この計画は、「基本目標」、「基本方向」、「施策の方向」で構成します。

「基本目標」 …村の男女共同参画の実現へ向けて定めた目標

「基本方向」 …基本目標を達成するために実施すべきことの方方向性を示したもの

「施策の方向」 …基本方向をより具体的な施策として示したもの



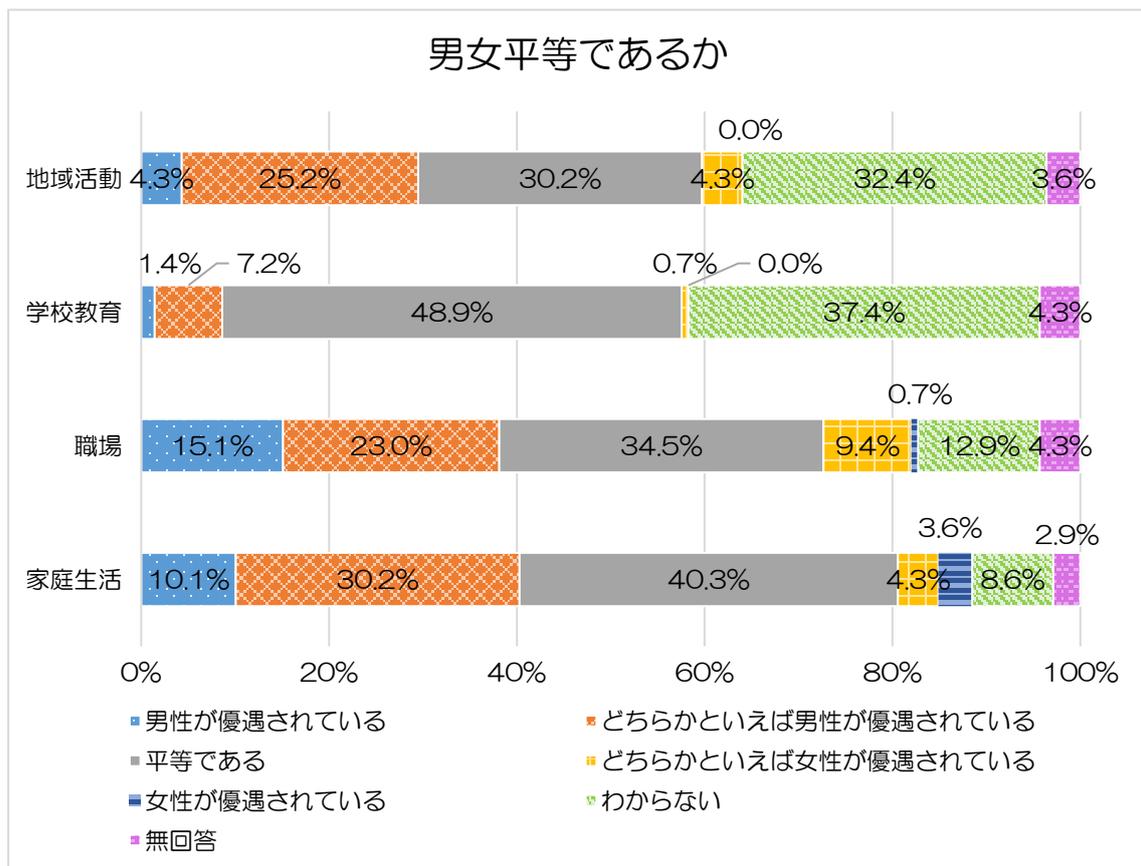
第3章 計画の基本方向と施策の方向

基本目標1 男女の人権の尊重

基本方向1 男女平等の視点に立った教育の推進

家庭、学校、地域や職場等で行われる教育や学習は、個人の生き方を尊重し、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育む上で、重要な役割を果たしています。

本村ではこれまで、男女共同参画に関する作文コンクールや絵本の読み聞かせの実施などに取り組んできました。住民意識調査の結果を見ると、村民の男女平等の意識は徐々に高まっているものの、いまだ十分な状態とは言えず、さらなる取組が必要であることがわかります。



(2024年度 中札内村男女共同参画に関する住民意識調査結果より)

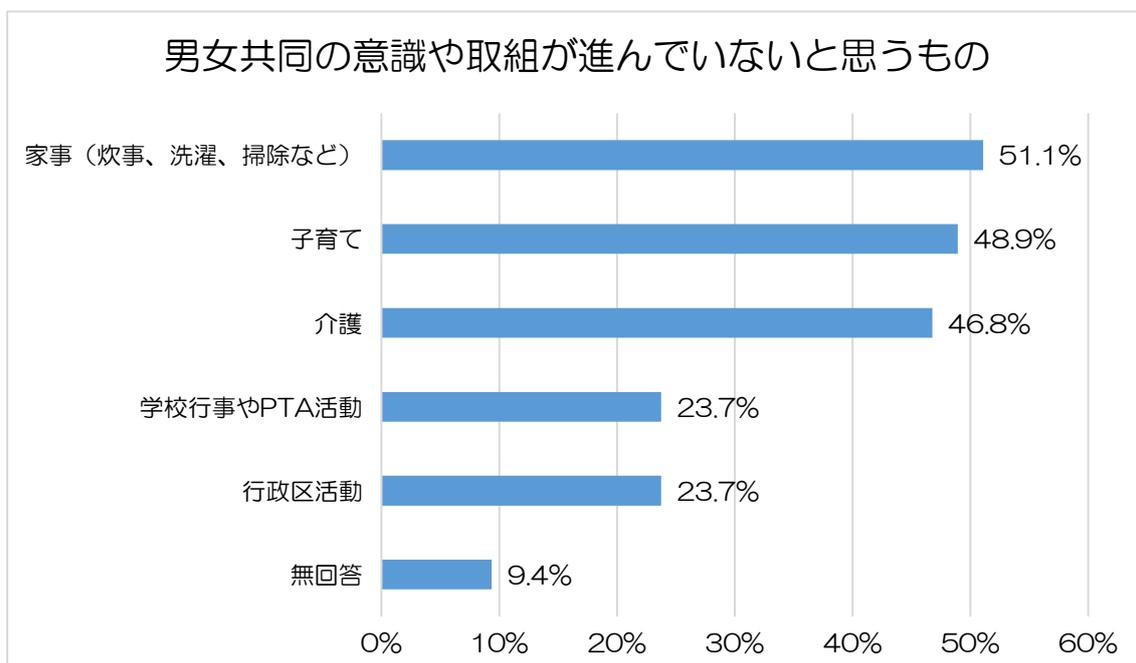
家庭においては、特に親の意識が子どもに大きな影響を与えます。性別による区別をせずに接することで、個性を育て、子どもの可能性を高めると共に将来的な^{※7}アンコンシャス・バイアスの解消につながります。

地域においては、家事や仕事などを理由に各種活動に参加できない状況を改善するとともに、慣習として残りがちな性別による固定的役割分担にとらわれない環境づくり等が必要です。

学校教育は次世代を担う子どもたちを育む場です。

引き続き、児童・生徒が人権や性の尊重について理解を深める教育活動に取り組むほか、令和8年度からは^{※8}ジェンダーレス制服を導入し、多様性を認め合える社会の実現に向けて学校教育から村民へ発信していきます。

あらゆる人が様々な場において、人権の尊重や男女共同参画について正しく学ぶことができるように次の「施策の方向」を定め、男女平等や多様性が尊重される教育の推進に取り組みます。



（2024年度 中札内村男女共同参画に関する住民意識調査結果より）

※7 アンコンシャス・バイアス

過去の経験や知識などにより、無意識のうちにしてしまう偏ったものの見方や思い込みのこと。

※8 ジェンダーレス制服

性自認に関係なく自由に選択できる制服のこと。村ではブレザー型の制服に更新し、スカートとスラックス、ネクタイとリボンを自由に選ぶことができる。

＜施策の方向(1)＞家庭や地域における男女平等教育の推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①男女共同参画意識向上のための学習機会を提供する	総務課
②家事体験講座等を開催する	福祉課
③男女がともに参画しやすい地域活動を促進する	全課

＜施策の方向(2)＞学校における男女平等教育の推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①男女平等も含めた人権教育を推進する	教育委員会
②スクールカウンセラーを配置し児童・生徒の心のケアを支援する	教育委員会
③人権の尊重や男女共同参画に関する教職員の研修機会を充実させる	教育委員会

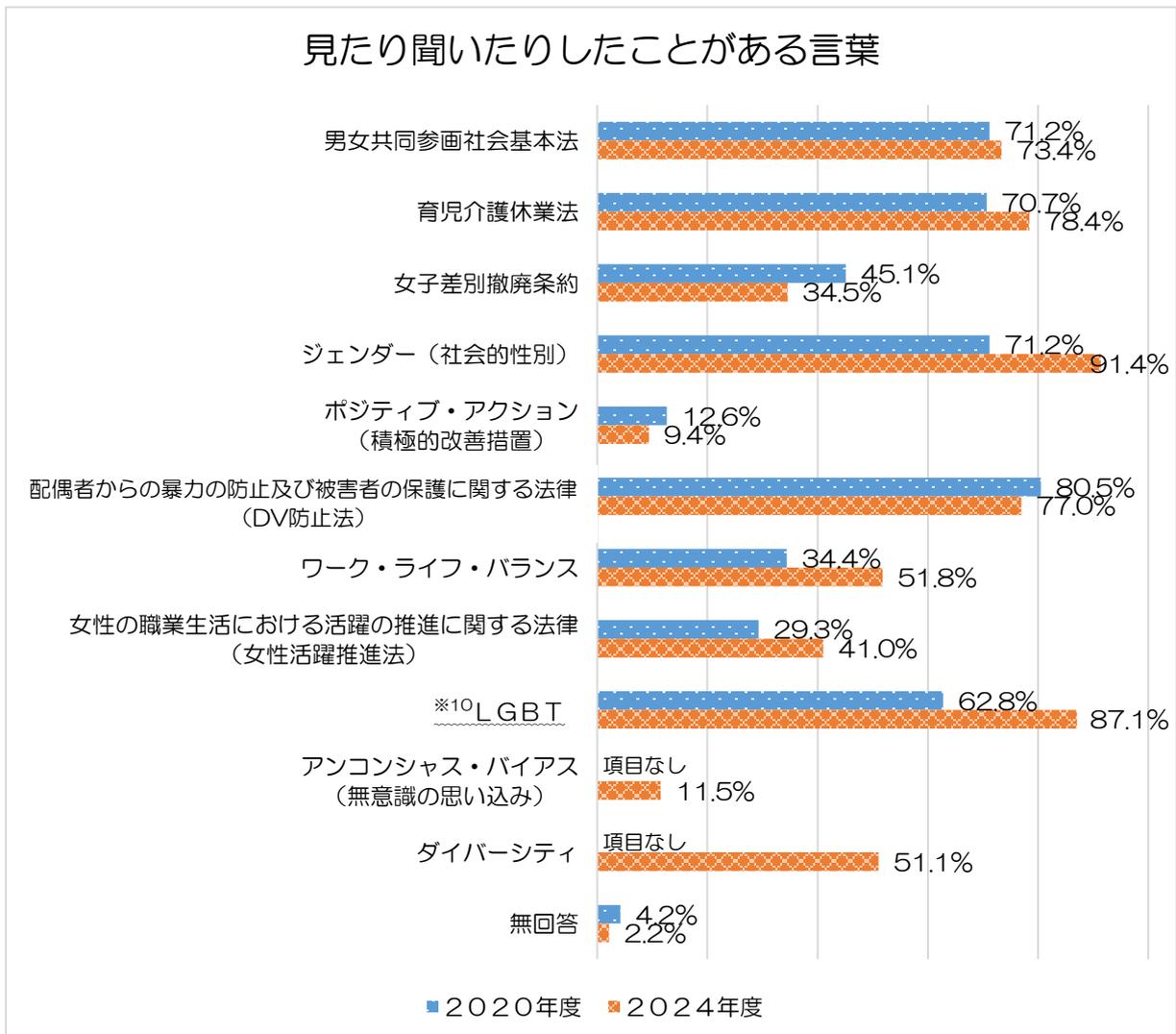


中札内中学校で導入されるジェンダーレス制服

基本方向2 男女共同参画の啓発

住民意識調査の結果を見ると、※⁹ジェンダーなど一部のキーワードは認知度が上昇している一方で、ほとんど認知されていないものも多いことがわかります。

男女共同参画を推進するためには、関係する法令や制度を周知徹底すると共に、基礎的な知識やその重要性を住民に広く認識してもらえるように、各種啓発活動に取り組まなくてはなりません。さらに、調査及び情報収集等によって村内の現状を把握するとともに、その結果を公表することも大切です。



（2024年度 中札内村男女共同参画に関する住民意識調査結果より）

※⁹ ジェンダー

生まれながらにして持つ生物学的な性別ではなく、行動や発言などの視点から「男らしさ」、「女らしさ」と表現されるなど、社会的な通念や慣習によって形成される性別のこと。

※¹⁰ LGBT

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別越境者）の頭文字をとった単語。上記以外にも性には様々な形があり、クエスチョニング（性的志向が定まっていないもしくは定めないこと）やクィア（規範的な性のあり方以外を包括した言葉）を意味するQやそこに含まれない性を表す+を加え、LGBTQ+と表すことも多い。

※¹¹ 選択的夫婦別姓や※¹² パートナーシップ制度といった、特に活発な議論がなされている制度については、国や道、近隣自治体の動向を注視し、情報収集等に取り組みます。

また、近年インターネットやスマートフォンの普及等により、情報通信の高度化が進んでいます。しかし利便性が向上する一方で、※¹³ SNSを利用した人権侵害や※¹⁴ リベンジポルノ等の性的な嫌がらせのリスクも高まっており、その危険性について啓発していく必要があります。

人権や男女共同参画に関する認識を広めて村に深く根付かせていくために、次の「施策の方向」を定め、男女共同参画の啓発に取り組みます。

《施策の方向(1)》 広報・啓発活動の充実

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①図書館や広報紙、ホームページ等を利用して男女共同参画に関する啓発や情報提供を実施する	総務課
②※ ¹⁵ 男女共同参画週間における取組を推進する	総務課
③男女共同参画に関する関係法令や推進計画を広報する	総務課

※¹¹ 選択的夫婦別姓
夫婦が婚姻後に各々それまでの姓を維持するかどうか選ぶことができる制度のこと。

※¹² パートナーシップ制度
同性カップルや事実婚のカップルが、自治体にパートナー関係を宣誓し、証明書を発行してもらう制度のこと。

※¹³ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）
人と人をつなぐ機能を持つコミュニティ型のWEBサイトで、友人・知人同士との交流や新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。自分のプロフィールや写真、日記を公開したり、会員間でのメッセージを交換するなどの機能がある。

※¹⁴ リベンジポルノ
離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、別れた相手に対する仕返しや嫌がらせとして、相手の性的な画像や動画などを本人の許可なしにネットの掲示板などに公開する行為のこと。

※¹⁵ 男女共同参画週間
男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、男女共同参画推進本部が2000年に設けた。（毎年6月23日から6月29日までの1週間）この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事などを全国的に実施することとしている。

《施策の方向(2)》男女共同参画に係る調査研究の充実

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①住民意識調査等により実態を把握し関係施策へ反映させる	総務課
②男女共同参画推進計画の施策の進捗状況を調査する	総務課
③ ^{※16} 女性差別撤廃条約選択議定書の批准等、国際的動向の情報収集とその情報の提供に努める	総務課

《施策の方向(3)》メディアにおける男女共同参画の推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①村の作成文書において不必要な性別表記を廃止し、差別的な表現を用いない	全課
② ^{※17} 情報モラル教育を推進する	教育委員会
③リベンジポルノ等の人権侵害を防止するための啓発を実施する	総務課

※16 女性差別撤廃条約選択議定書

男女の完全な平等達成のために女性差別撤廃を基本理念とした条約である『女性差別撤廃条約』の選択議定書で、差別の被害を受けた女性及びその代理人が国連の女性差別撤廃委員会に対して通報できる制度が定められている。

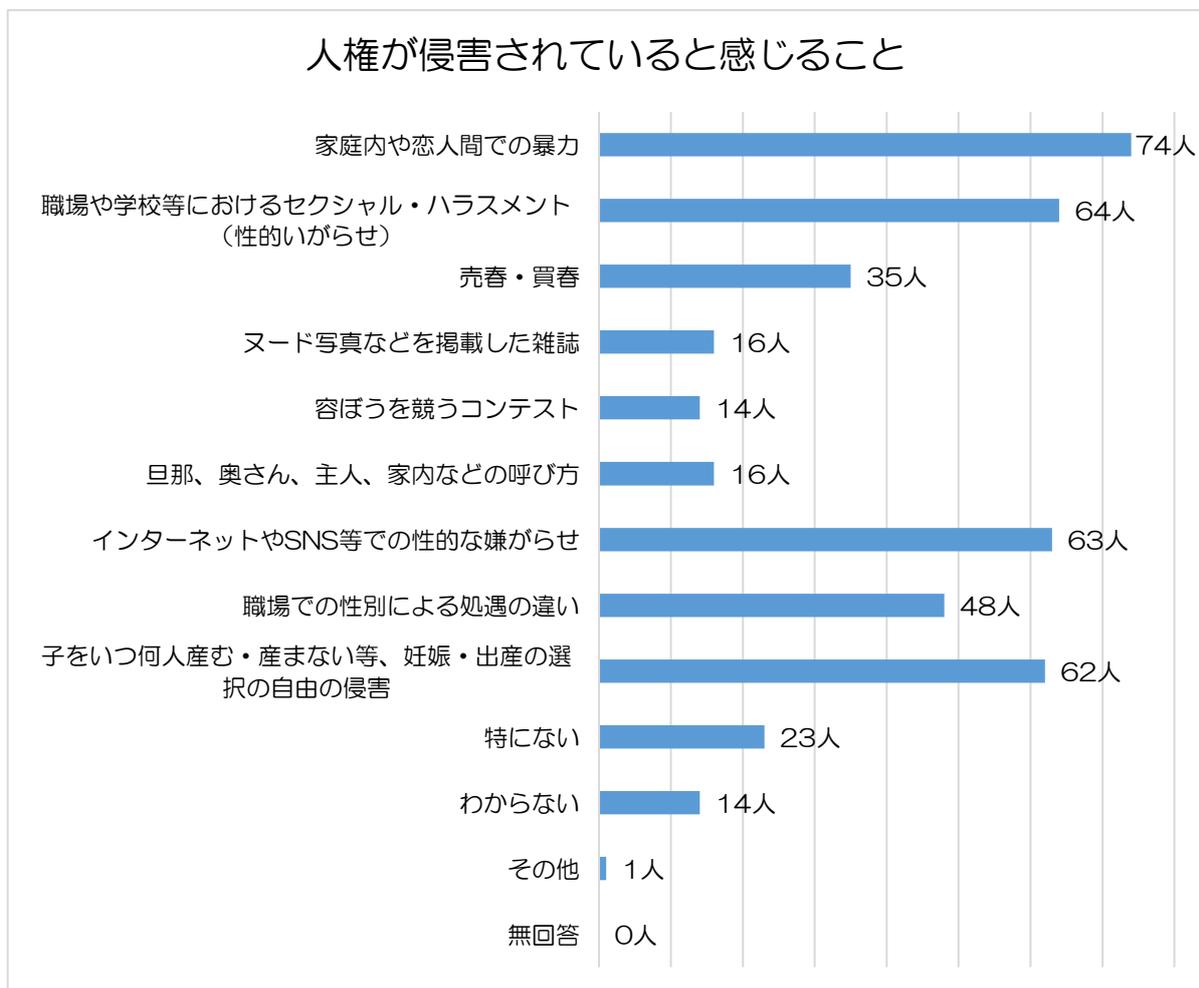
※17 情報モラル

情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、全ての国民が身につけておくべき考え方や態度のこと。情報モラル教育の推進とは、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てることと情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識を育てること。

基本方向3 性と人権を尊重する意識の浸透

男女が互いの身体的性差について理解し合い、思いやりを持って生きることは男女共同参画社会の形成に必要不可欠なことです。

性に関する正しい知識を身に着けるとともに、男女は平等でそれぞれが自立した個人であることを重んじ、対等な関係を築く意識を浸透させることが、性犯罪や^{※18}ストーカー行為、^{※19}セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）などの防止につながります。



（2024年度 中札内村男女共同参画に関する住民意識調査結果より）

※18 ストーカー行為

特定の人への好意、またはその好意が満たされないことへの恨みなどにより、つきまとい、まちぶせ、押しかけや無言電話などを繰り返すこと。

※19 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な性質の言動や性的嫌がらせのことで、性的・差別的な言動をいう。拒否したことにより解雇・減給等の不利益を受けることも含める。

また、子をいつ産む・産まない等の妊娠や出産に関しては、個人が自由に選択する権利を持っており、それは誰からも侵害されるべきではありません。^{※20} リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の定着を図り、安心して妊娠・出産できる環境づくりや、個人の自由を尊重することが重要です。

多様な性についての認識は近年高まってきています。性的指向（どのような性別の人を好きになるか）や性自認（自分の性をどのように認識しているか）には様々な形が存在しており、「男性」「女性」という性にしばられることなく、それぞれが自分の心と体を大切にできるような社会の形成が求められています。

出産等の性と人権を尊重するために次の「施策の方向」を定め、性と人権を尊重する認識の浸透に取り組みます。

＜施策の方向(1)＞性と人権の尊重についての認識の浸透

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を実施する	総務課
②児童・生徒への性と人権を尊重する指導を充実させる	教育委員会
③多様な性のありかたについて啓発を進める	総務課

＜施策の方向(2)＞^{※21}母性の重要性についての認識の浸透

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①妊娠・出産などに関する正しい知識を広報する	福祉課
②母性の重要性について認識を深める取組を推進する	福祉課

※20 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

生と生殖に関して、全ての個人が身体的、精神的、社会的に良好で健康な状態にある権利を持つこと。1994年の国際人口・開発会議において提唱されており、いつ何人子どもを持つか持たないかなどを自由に選択する権利や、安心して妊娠・出産ができる権利などがある。

女性だけの問題ではなく、性と生殖に関する男女の平等な関係や同意・共同の重要性も含まれる。

※21 母性

女性が持つ「妊娠・出産などを行う性質」という生物学的な意味と、「母親が子どもを守り育てようとする性質」というジェンダーへ通じる意味とがあるが、ここでは前者を指す。

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の促進

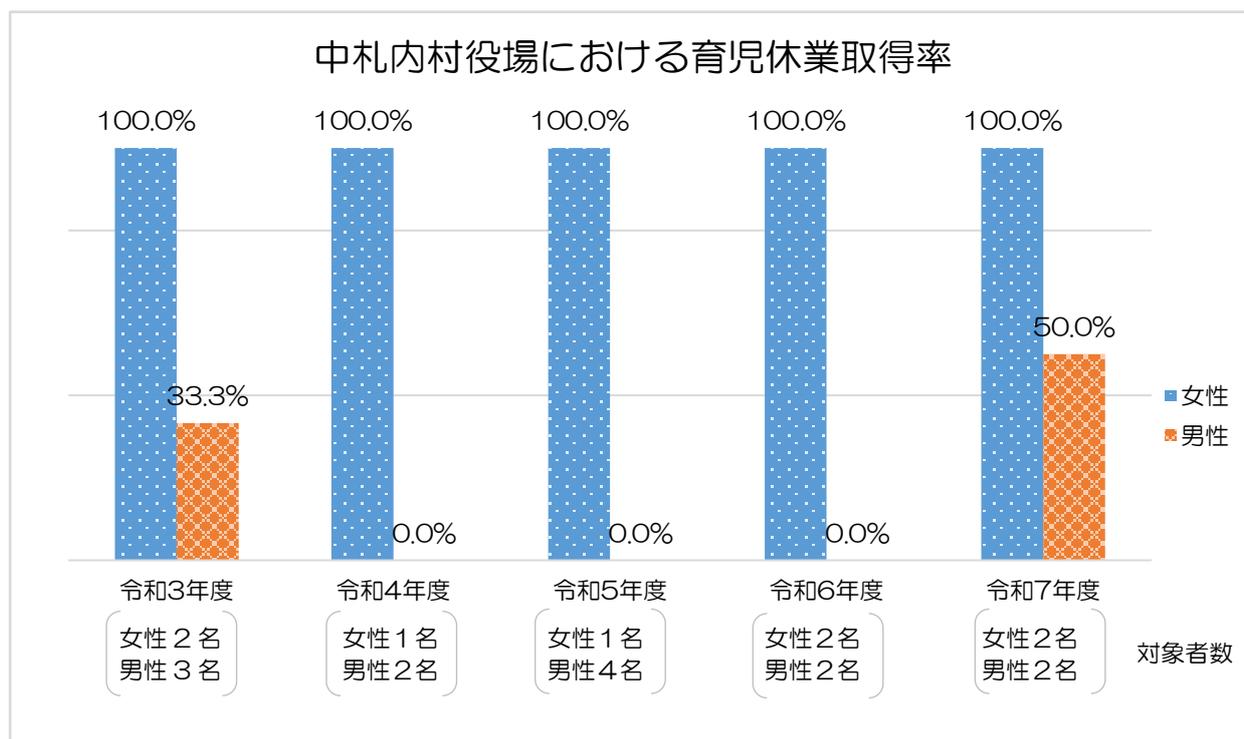
基本方向1 労働における男女平等の推進

国においては男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法整備や、^{※22}共育プロジェクトといった事業によりワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備が進められており、令和6年度の雇用機会均等調査では男性の育児休業の取得率が40%を超える結果となりました。

本村でも各種啓発活動を行っていますが、家庭内の役割分担について聞いた住民意識調査の結果からは家事・子育て・介護のいずれにおいても、今もなお女性が多く担っていることがわかりました。

また、中札内村役場における育児休業取得率を見ると、男性の取得率が安定していないことがわかります。

これまでの働き方を見直し、仕事と家庭生活のバランスがとれたライフスタイルへの転換を実現することで、男性にとっても女性にとっても、生きがいや充実感を持って多様な選択ができる社会を目指していかなければなりません。



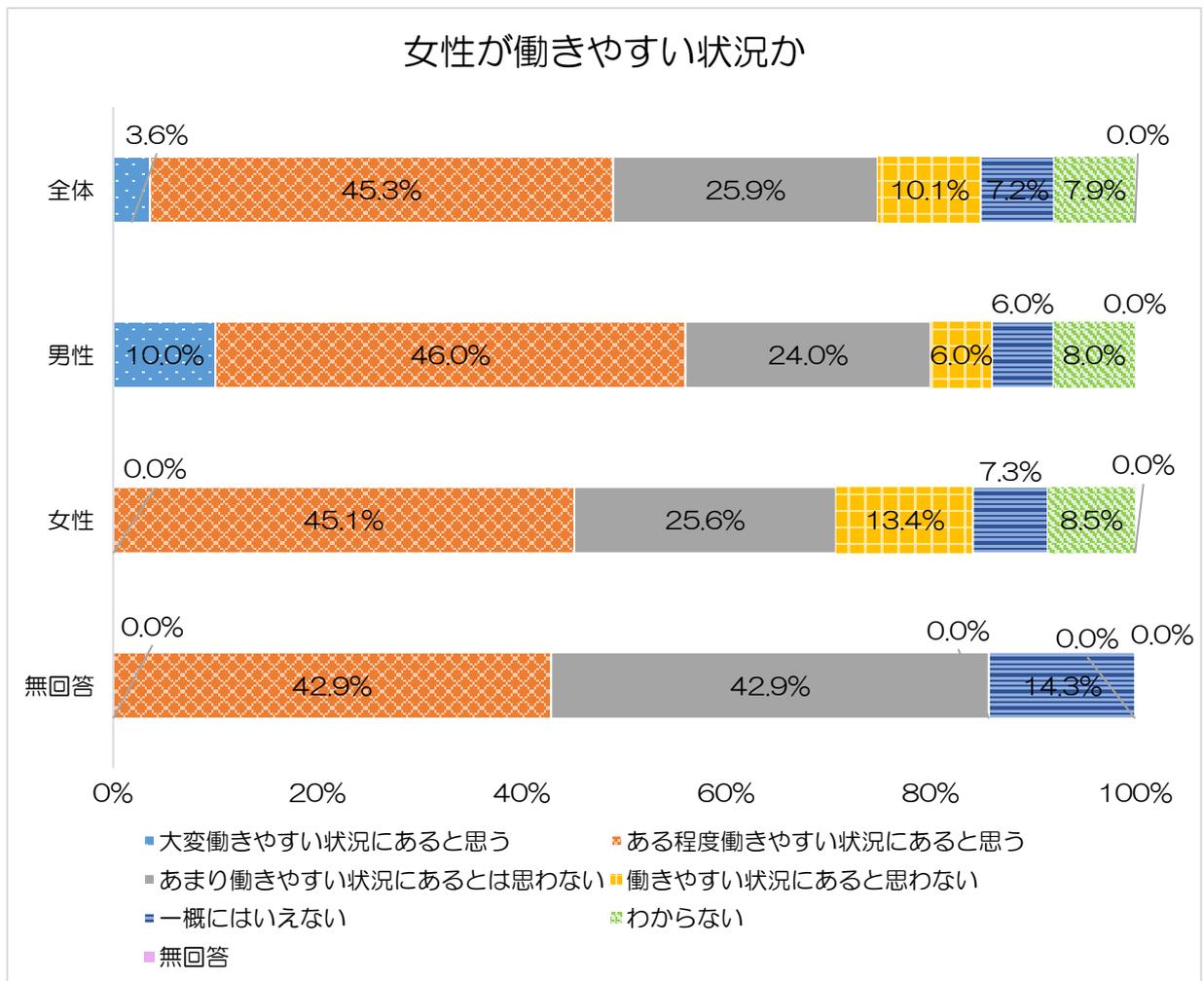
(女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の取組の実施状況等より)

※22 共育プロジェクト

「職場」や「家庭」において、男女ともに家事・育児を両立し、「共に育てる」社会を目指す国の事業。令和7年から始まった。

全国的には、これまで問題視されていた^{※23}M字カーブに代わり、新たな問題として30代以降の正規雇用比率が低下したまま右肩下がりとなるL字カーブ問題が提起されています。

住民意識調査では半数近くの人が、女性が働きやすい状況にあると回答しましたが、生涯にわたって仕事に就くことを希望する女性を支えるためには、引き続き、妊娠・出産や子育て、介護等により仕事を中断しなくてもよい支援の実施と事業主への啓発、さらには仕事を中断した女性の再チャレンジ（再就業、起業など）に対する支援が必要です。



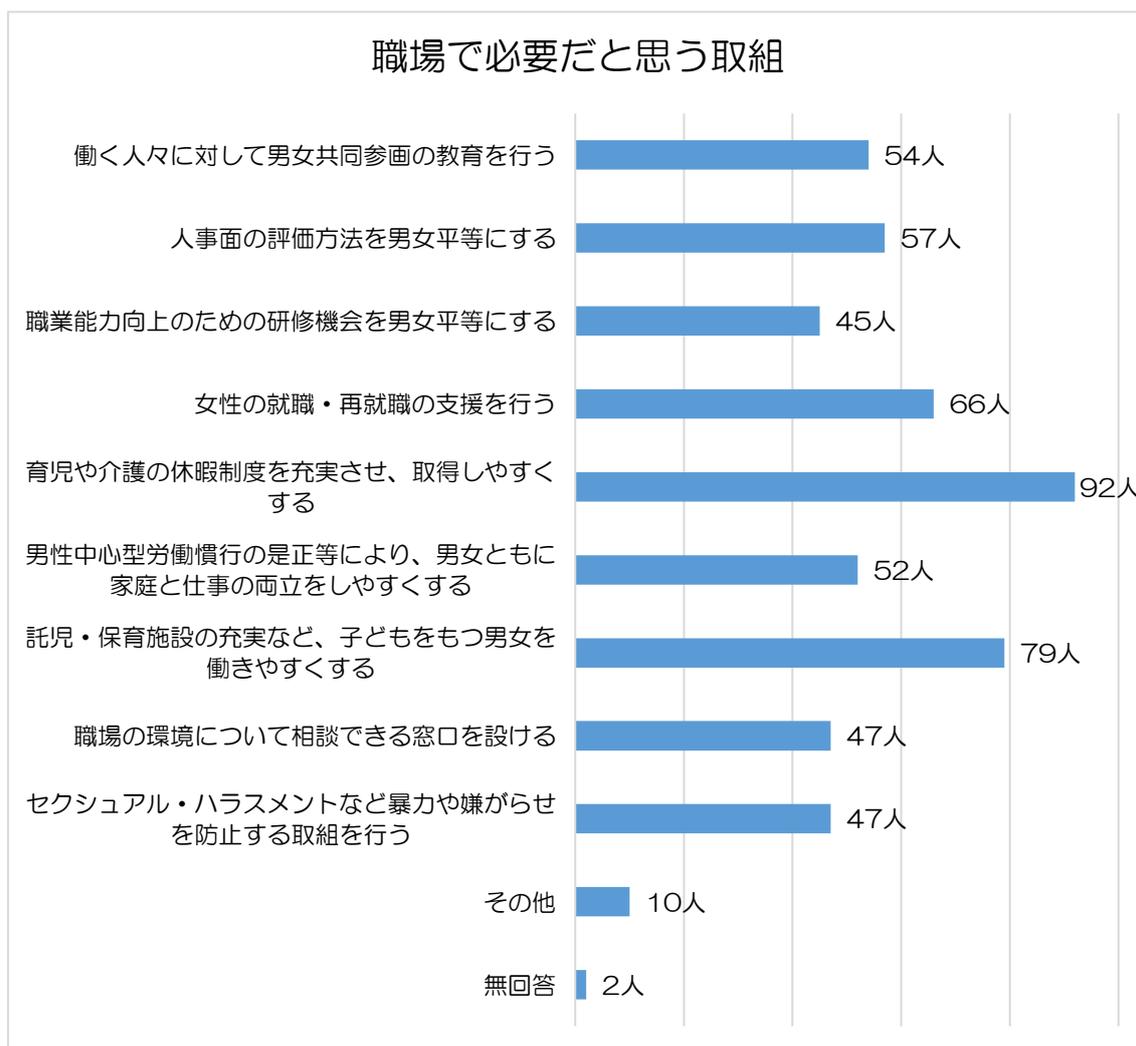
(2024年度 中札内村男女共同参画に関する住民意識調査結果より)

※23 M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代が谷、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

2015年の女性活躍推進法制定により、女性の職業生活における活躍は一層強く推進されてきました。徐々に改善されてきてはいますが、職場における配置や任務分担などにおいて男女の処遇が異なったり、セクシュアル・ハラスメントや^{※24}パワー・ハラスメント、^{※25}マタニティ・ハラスメントを受けたりといった実態も見られます。

個人の意識改革とともに、事業主に対して男女雇用機会均等法の主旨を徹底することで、様々なハラスメントを防止し、男女がともに尊重し合うことのできる職場環境の整備を推進する必要があります。



(2024年度 中札内村男女共同参画に関する住民意識調査結果より)

※24 パワー・ハラスメント (パワハラ)

主に職場において、上位の立場にある者がその優位性を利用して、労働者に対して身体的・精神的な苦痛を与えたり、職業環境を害したりする行為のこと。なお、業務の目的上や社会通念上、その行為が明らかに必要性のないものと判断できるものに限る。

※25 マタニティ・ハラスメント (マタハラ)

働く女性が、妊娠・出産などを理由に嫌がらせを受けたり、不当な解雇や異動、雇用形態の変更などの不利益な取扱いをされたりすること。男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などで働く女性の妊娠・出産に関する権利は保障されており、不利益な取扱いは違法となる。

本村の基幹産業である農業において、その経営者の多くは男性であるのが現状です。女性の活躍の場を増やし、女性の視点を経営手法に取り入れることにより、さらなる発展が期待されます。

家族経営の農業や商工業者において、女性は労働に従事するとともに、家事、育児、介護などの負担をより多く担っている実態があります。農業や商工業に従事する女性が、自らの人生を主体的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、対等な立場で男性とともにあらゆる活動に参画していくことができる環境の形成と、休日の確保など就業環境の整備を推進する必要があります。

これまでの働き方を改善し、男女が安心して働くことができる環境を整備するために、次の「施策の方向」を定め、労働における男女平等の推進に取り組みます。

村内在住者（15歳以上）の産業別、^{※26}従業上の地位別の就業者数
（人数の多い上位5業種のみ抜粋）

産業	性別	正規の職員・従業員	派遣社員・パート・アルバイト・その他	役員	雇人のある業主	雇人のない業主	家族従業者	家庭内職者	従業上の地位「不詳」
農業	男性	122人	18人	34人	42人	77人	59人	-	-
	女性	54人	47人	6人	1人	5人	129人	-	-
医療、福祉	男性	49人	5人	2人	4人	-	1人	-	1人
	女性	92人	86人	1人	-	1人	4人	-	1人
製造業	男性	94人	13人	11人	-	3人	-	1人	1人
	女性	62人	39人	4人	-	1人	-	3人	1人
卸売業、小売業	男性	35人	22人	9人	4人	6人	3人	-	1人
	女性	23人	60人	6人	2人	6人	7人	-	1人
教育、学習支援業	男性	51人	3人	2人	1人	1人	1人	-	1人
	女性	32人	19人	1人	1人	5人	-	-	1人

（2020年度 国勢調査 第5-3表より）

※26 従業上の地位

国勢調査において、働いている人を職場の地位により区分したものの。「雇人のある業主」とは個人経営の事業主等かつ雇っている従業員がいる人のことを言い、「雇人のない業主」とは個人経営の事業主等で個人または家族だけで経営している人の事を言う。また、「家族従業者」とは農家や個人商店等で仕事を手伝っている家族のことを言い、「家庭内職者」は家庭内で賃仕事をしている人を言う。

《施策の方向(1)》 男女がともに働きやすい環境整備

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①ワーク・ライフ・バランスや男女雇用機会均等法の主旨に関する啓発を実施する (長時間労働の抑制、育児休業、介護休業の取得促進等)	総務課
②労働者のための子育て支援・介護支援を充実させる (<u>※27</u> 子育て支援センター、保育料の負担軽減、 <u>※28</u> 地域包括支援センターの利用促進と支援の強化等)	福祉課
③企業・経営者に対する理解活動や状況調査などを実施する	総務課
④ <u>※29</u> 事業主行動計画の策定を推進する	総務課

《施策の方向(2)》 就業機会の促進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①結婚や出産等で一度離職した女性の再就職をサポートするため に関係機関と連携した情報の提供や相談の体制を充実させる	住民課
②起業を支援するための情報提供や補助金制度などの活用を推進する	総務課・産業課

※27 子育て支援センター

子育て相談や一時保育等を行っている村の機関のこと。地域の中で子どもを預かり子育てをお手伝いする会員組織「ファミリーサポートセンター」も運営している。

※28 地域包括支援センター

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関のこと。中札内村が運営し、保健師と社会福祉士を配置している。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

※29 事業主行動計画

国や地方自治体、民間事業者が、職場における女性の活躍状況を把握・分析し、改善目標を決め、課題を改善するための取組について定める計画のこと。女性活躍推進法によって規定されている。

《施策の方向(3)》 農業・商工業などにおける男女共同参画の促進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①経営における家族の役割や給与制度等を明確にするため、 ^{※30} 家族経営協定の啓発に取り組む	農業委員会
②農業や商工業等の女性の各種団体活動を支援する (起業支援や研修機会の提供など)	産業課



※30 家族経営協定

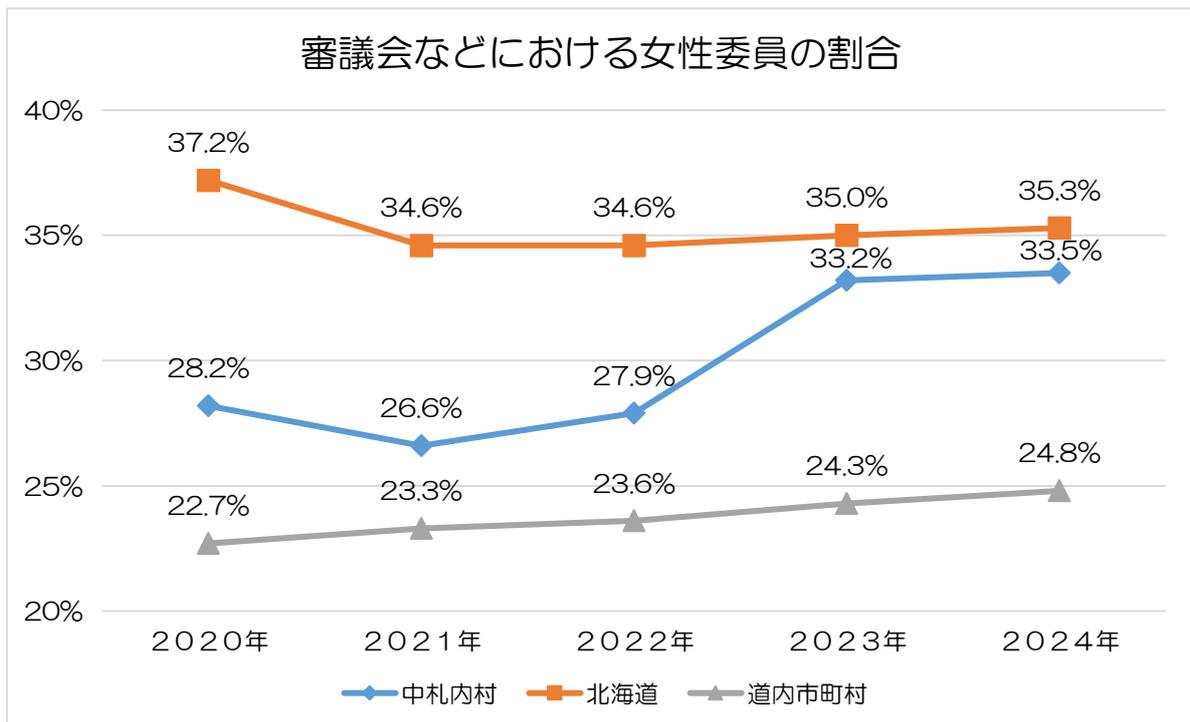
家族農業経営をより良いものにするために、労働時間、労働報酬、休日などについて文書により取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結する協定のこと。夫婦が共同申請することにより共同名義で認定農業者になれるなどの優遇措置がある。

経営面とあわせて、生活面や家事の役割分担など、必要な項目について自由に取り決めができることから、商工自営業などの経営にも活用できる。

基本方向2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画社会の実現のためには、政策・方針決定の場において多様な意見や考え方を反映させていくことが大切です。

本村における^{※31}審議会などへの女性委員の登用率は、2024年4月1日現在で33.5%となっており、北海道内市町村平均である24.8%を大きく上回ってはいるものの、まだ十分とはいえません。全庁的に女性の登用を推進する意識を浸透させる取組が必要です。



(北海道道民生活課調べ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/johomepage/chosakekka.htm>)

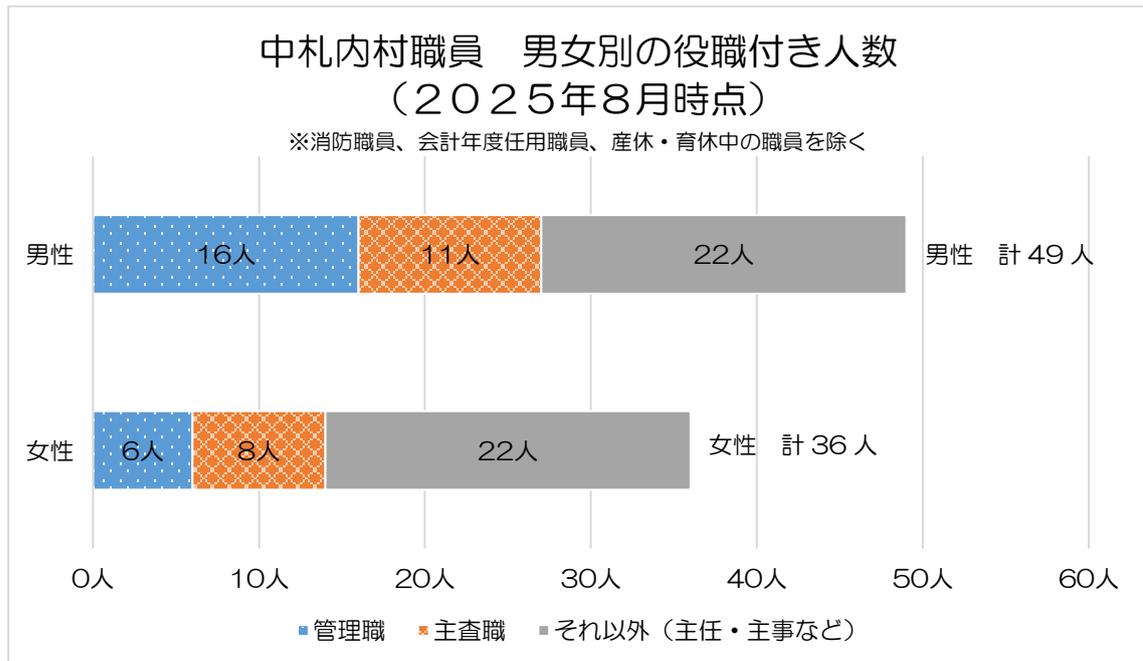
本村の第7期まちづくり計画（2022年度～2029年度）で各種委員会等における女性委員の登用を積極的に行うことを明記しているとおり、まちづくり、観光、環境など多くの分野において人材の発掘と育成に努め、女性の登用を促進し、男性だけでなく女性の視点、経験や知識が活かされるような施策が必要です。

※31 審議会など

執行機関として地方自治法で設置が義務付けされている「教育委員会」「選挙管理委員会」「公平委員会」「監査委員」「農業委員会」「固定資産評価審査委員会」と、執行機関の附属機関として条例で規定して設置している委員会などのこと。（総合行政推進委員会・情報公開及び個人情報保護審査会・国民健康保険運営協議会・介護保険運営協議会・社会教育委員など）

村職員に占める女性職員の割合は、2025年8月1日現在42.4%で、女性の管理職員（課長・参事・課長補佐）は22人中6人となっており、徐々にではありますが女性の登用率が上がってきています。

今後も女性の登用を積極的に進めるとともに、男女が平等に能力を発揮する機会を確保するように努めなければなりません。



(中札内村調べ)

政策・方針決定の場において男女の意見が平等に反映されるように次の「施策の方向」を定め、根強く残る男女差を是正し、女性の参画促進に取り組みます。

《施策の方向(1)》審議会などへの女性参画の推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①審議会などにおける女性委員の登用を積極的に行い、女性の登用率50%を目指す	全課

《施策の方向(2)》政策決定・まちづくりにおける男女共同参画の推進

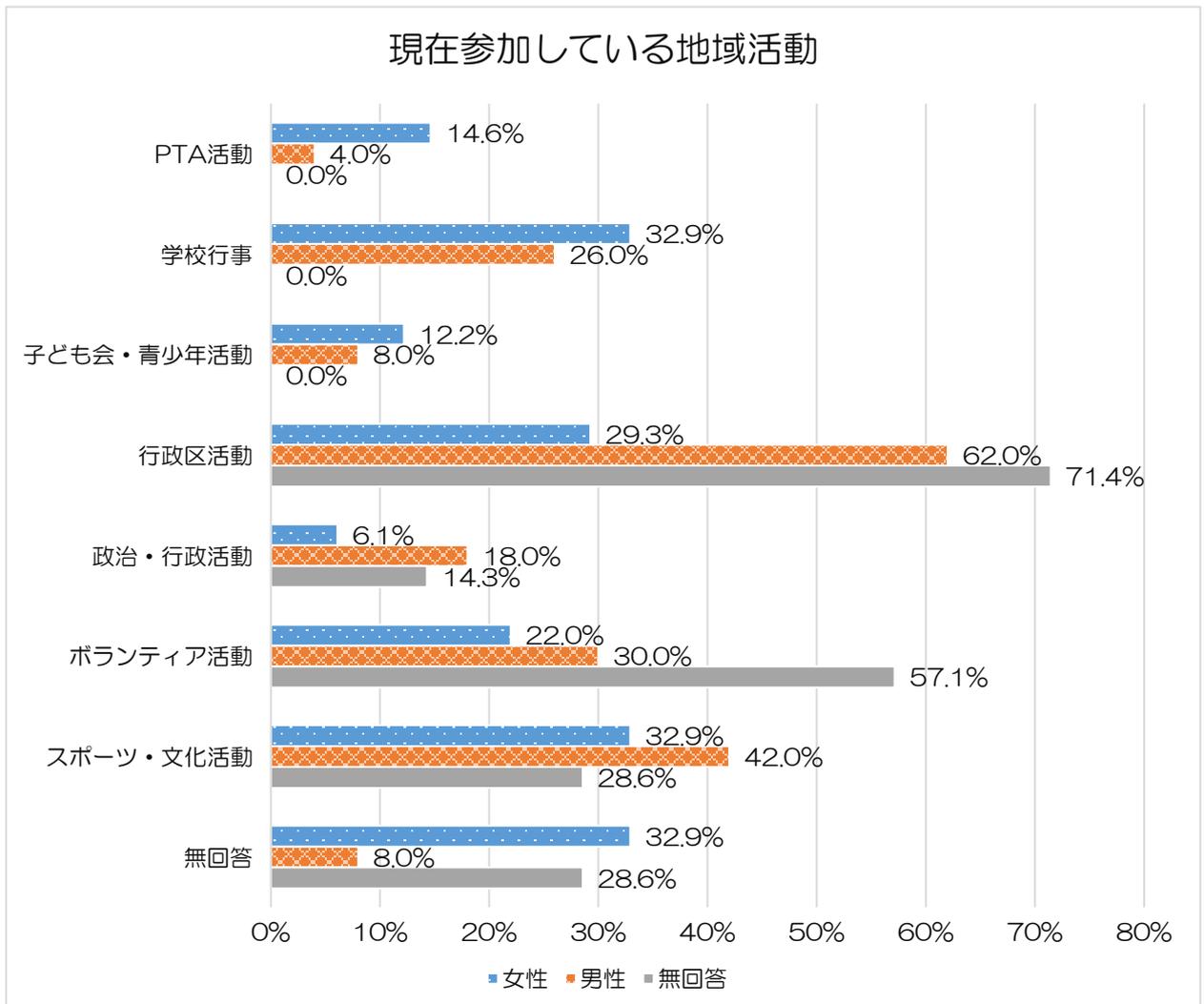
施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①性別に関係なく職員採用や昇格人事を行う	総務課
②村のまちづくり計画など各種計画策定時における女性の参画を促進し、男女それぞれの視点を取り入れたまちづくりを推進する	全課
③農業・商業関係団体における女性の参画を促進する	産業課・農業委員会

基本方向3 地域社会での男女共同参画の促進

地域生活におけるさまざまな活動（行政区活動・ボランティア活動・PTA活動など）に男女がともに参画し、豊かな地域社会づくりを進めるためには、職業生活と家庭生活、地域生活のバランスがとれたライフスタイルへの転換を進めていくことが必要です。

住民意識調査における地域行事・活動への参加状況を見ると、「スポーツ・文化活動」「行政区活動」においては男性の割合が高く、「学校行事」「PTA活動」「子ども会・青少年活動」では女性の割合が高くなっていることなどから、活動の場に偏りがあることがわかります。

地域活動に参加する場合の障害となっている理由として回答が多いのは、「仕事が忙しい」、「関心がない」、「家事・育児が忙しい」であり、無関心層への呼びかけや仕事・家事・育児への支援が求められていることがわかります。



(2024年度 中札内村男女共同参画に関する住民意識調査結果より)

行政区長やPTA会長など各種活動のリーダーにおける女性の割合はまだまだ低い状況にあり、多様な分野に男女の意見を反映させるためには、役職などへの女性の登用を進める意識づけが必要です。

また、一般的に地域との関わりが希薄になりがちであるといわれる男性も、若い時期から積極的に地域活動に参加できるような環境づくりに取り組んでいかななくてはなりません。

男女が希望する地域活動に参加することで充実した社会生活を送ることができるように次の「施策の方向」を定め、地域活動に参加しやすい環境整備と情報提供、人材育成に取り組めます。

《施策の方向(1)》社会活動への参加促進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①地域活動に関する行事等の開催時には男女がともに参加しやすい日程・内容にする	総務課
②講座の開催など、地域活動に参加できるような学習機会を提供する	教育委員会
③NPO法人やボランティア団体等、地域活動を行う各種団体への支援と活動情報の提供に努める	総務課・教育委員会

基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

基本方向1 生涯を通じた男女の健康支援

男女がお互いの身体的特徴を理解し合い、対等な立場で相手を思いやり、尊重しながら生きていくことは、男女共同参画社会形成の前提となるものです。

女性は妊娠・出産を通じて起こり得る健康問題や、ホルモンバランスの変動にもなう^{※32}更年期障害、女性特有の病気である乳がんなどに留意しなければなりません。また、厚生労働省の「2023年 国民健康・栄養調査」によると女性は男性と比べて運動習慣が少ない傾向にあるため、継続的な運動習慣の定着に向けた取組が必要です。

一方男性は、肥満率や喫煙率・飲酒する人の割合が高いことから、生活習慣病やがんの罹患率が高いことがわかっています。また、長時間労働や社会・家族構造などの環境の変化から、^{※33}メンタルヘルスのケアや栄養バランスのとれた食生活の推進が重要と言えます。



健康事業の様子

※32 更年期障害

ホルモンの量の急減などが原因で、のぼせ、冷え症、動悸、イライラ、不眠など様々な症状が発現する。内閣府男女共同参画局の調査によると、40代女性の約4割、50代女性の5割以上が更年期障害の症状を感じていると回答した。また、近年は男性の更年期障害についても注目されている。

※33 メンタルヘルス

心の健康のこと。近年企業では、複雑な人間関係や長時間労働などのストレスにより、メンタルヘル스에不調をきたす人が増えてきている。

働く女性の増加に伴い、女性の妊娠・出産に関する状況は大きく変化してきてい

ます。女性が自らのライフスタイルを主体的に選択し、安心して妊娠・出産を迎えられるように、職場や地域における理解を促進するとともに、産前・産後の女性が活動しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

そのためにも、妊娠・出産における健康問題について女性だけでなく男性もしっかりと認識し、男女が協力し合うことの重要性を忘れてはなりません。

近年の晩婚・晩産化の影響もあり、不妊治療の需要は高まっていると言えます。妊娠・出産を希望する人を支援するため、相談体制の整備や経済的支援等が必要です。

誰もが安心して子どもを産み育てることができるように次の「施策の方向」を定め、男女の健康増進と母子・父子保健の充実に取り組めます。



《施策の方向(1)》 保健・健康診査の充実

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①食生活の改善、運動習慣の定着、各種教室の開催などによる生活習慣病の予防に取り組む	福祉課
②健康相談を実施する	福祉課
③特定健診やがん検診など各種健(検)診の受診率向上に努める	福祉課
④「こころの健康」についての正しい知識の普及啓発活動に取り組む	福祉課

《施策の方向(2)》 母子・父子保健の充実

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①妊婦健康診査料を助成する	福祉課
②お母さんお父さん教室、妊産婦教室等の開催	福祉課
③子育て相談を実施する(すくすく相談、 ^{※34} <u>こども家庭センター</u> 等)	福祉課
④ ^{※35} <u>産前・産後支援ヘルパー派遣事業</u> を実施する	福祉課
⑤不妊治療費を助成する	福祉課

※34 こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両分野を一体的に運営することにより、妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、出産前から子育て期に至るまで切れ目のない支援をおこなう。中札内村は令和8年度開設。

※35 産前・産後支援ヘルパー派遣事業

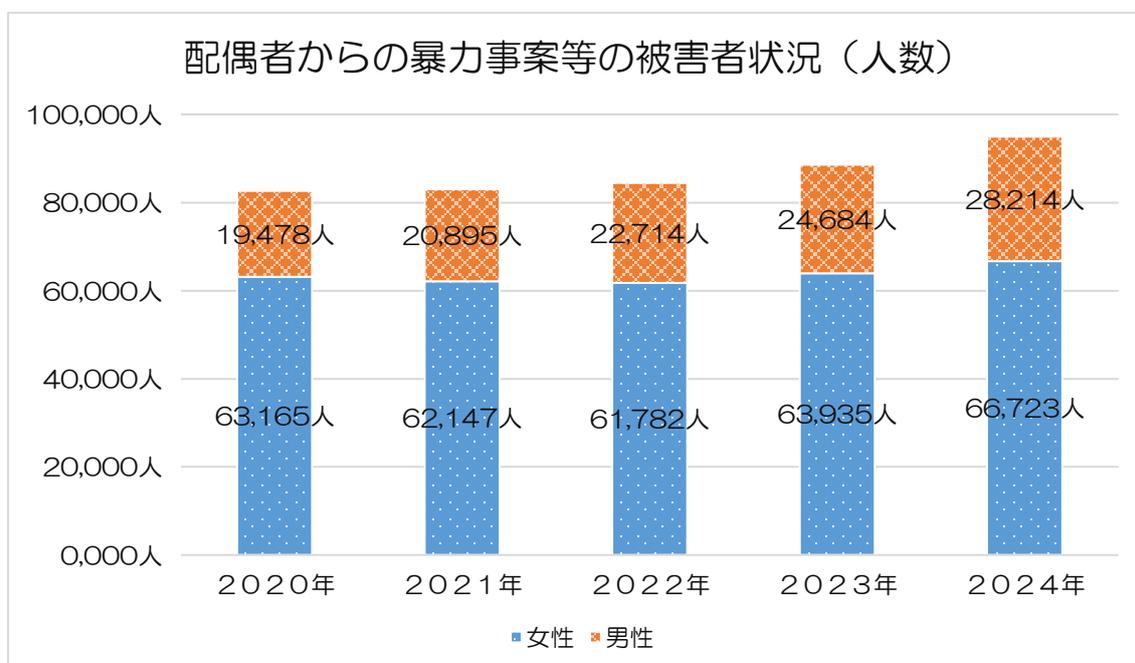
村内在住の妊婦及び産後三ヶ月以内の産婦を対象に、掃除や洗濯、生活必需品の買い物などの家事を代行するサービス。

基本方向2 配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力の根絶

配偶者や交際相手などからの暴力（※³⁶ ドメスティック・バイオレンス/DV）やストーカー行為、職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの被害者は多くの場合女性ですが、男性被害者も増加傾向にあります。

暴力的行為は重大な人権侵害であり、その対象の性別や、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」では、DVに関する通報、相談、保護、自立支援などについて規定されており、2023年の法改正では接近禁止令の発令要件に精神的な被害が加わるといった保護命令制度の拡充や違反時の厳罰化等が行われました。



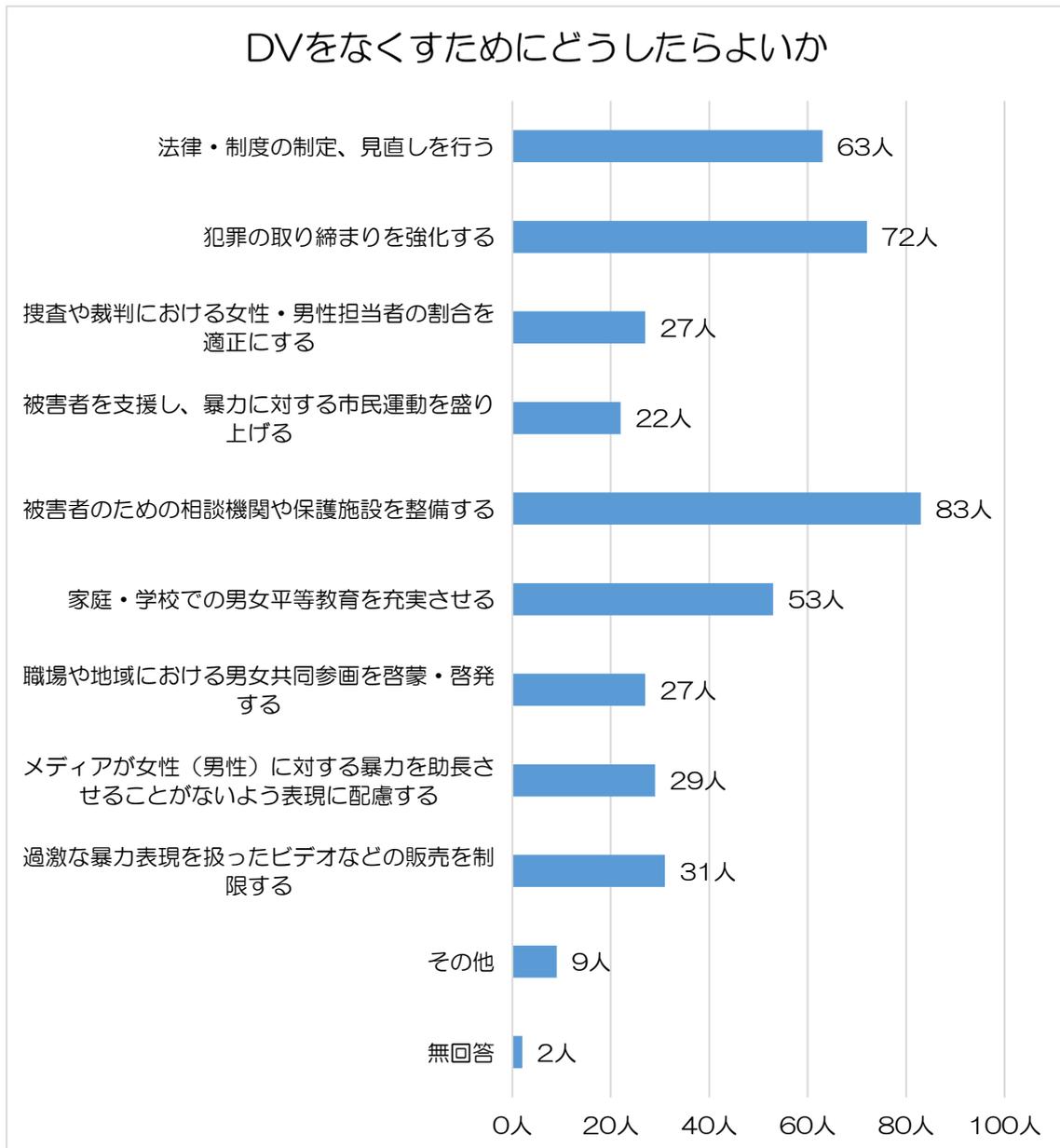
（2025年度 警察庁調べ）

※36 ドメスティック・バイオレンス/DV

家庭内における暴力行為や恋人など近い関係の中で起こる暴力行為のこと。特に最近では若年層における男女間での暴力をデートDVと呼んでおり、対策が急がれる。暴力とは身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。

住民意識調査では「配偶者やパートナーに対する暴力をなくすためにどのようにしたらよいと思うか」との質問に対し、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」という回答が最も多い結果となりました。

本村ではこれまで相談窓口の周知やDVに関する啓発活動を行ってきましたが、今後さらなる情報提供や相談しやすい環境づくり、相談者の身の安全を確保するために関係機関との連携などに取り組んでいかななくてはなりません。



(2024年度 中札内村男女共同参画に関する住民意識調査結果より)

配偶者やパートナーに対する暴力被害をなくすために次の「施策の方向」を定め、DVなどの防止や被害者の救済に努めます。

《施策の方向(1)》 配偶者やパートナーへの暴力根絶についての認識の浸透

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①広報紙やホームページ、ポスター等により暴力根絶に向けた啓発を行う	総務課

《施策の方向(2)》 セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの防止

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの防止と保護に向けた啓発を行う	総務課・福祉課

《施策の方向(3)》 被害者への相談・支援体制の充実

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①DV被害者の立場に立った相談体制の確保と相談窓口の周知を行う	総務課・福祉課
②北海道など関係機関と連携した相談支援体制の充実に努める	福祉課



パープルリボン(紫のリボン)は女性に対する暴力の根絶、オレンジリボン(オレンジのリボン)は児童虐待防止運動のシンボルです。

基本方向3 誰もが安心して暮らせる環境整備

男女共同参画社会を実現するためには、人々の多様性を認め、あらゆる状況にある村民に寄り添ったまちづくりを進めていくことが重要です。

近年、少子高齢化や核家族化により高齢者の単身世帯は増加傾向にあります。特に平均寿命の長い女性はその傾向が強く、また、非正規雇用労働者が多いことから、生活上の困難や貧困に悩む可能性が高いと言えます。増加する高齢者や生活困難者への対応は、行政だけでなく地域と連携した支援が必要です。

さらに、障がいがあることなどにより差別を受けたり、困難な状況に置かれたりすることが無いように、人権尊重の観点から十分に配慮しなければなりません。

災害時における対応についても、男女の様々なニーズを考慮することが重要です。避難所運営や防災計画策定時に男女の視点を取り入れ、被災時のリスクや不安を取り除けるように取り組む必要があります。

年齢や性別に関わらずすべての人が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境をつくるために次の「施策の方向」を定め、関係機関・団体と連携・協力して各種施策に取り組めます。



防災訓練の様子

《施策の方向(1)》 住みやすく生きがいを持てる生活環境づくり

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①学校教育における福祉教育の充実を図る（福祉体験学習、 ^{※37} 特別支援連携協議会等）	教育委員会
②高齢者の健康増進や介護予防対策、生きがいづくりを進める（健康教室、介護予防教室、老人クラブ活動、 ^{※38} ポロシリ大学等）	福祉課・教育委員会
③障がい者の相談支援、障害サービス利用の調整	福祉課

《施策の方向(2)》 防災分野における男女共同参画の推進

施策の内容・具体的な取組	主な担当課
①防災会議への女性の参画促進	総務課
②女性の視点や知識を生かした避難所の運営と被災者支援	総務課
③女性消防団員の活動について周知	消防署

※37 特別支援連携協議会

保育施設・学校・村内関係団体と連携を図り、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する適切な支援を行うことを目的に設置した協議会。

※38 ポロシリ大学

シニア世代の学習意欲や社会参加を促していくことを目的として、定例授業やクラブ活動、各種交流事業を行っている。

第4章 計画の進捗管理

1 推進体制

男女共同参画推進計画に基づく各種施策を総合的かつ着実に実行するためには、村民の理解のもとに、村民、各種団体、事業所などと行政が連携して事業を展開する必要があります。このため、次のとおり推進体制の整備に取り組みます。

(1) 村民等による推進体制

村民、各種団体、事業所などの理解と協力を得るために、男女共同参画推進委員会を組織して本計画を推進します。

(2) 庁内推進体制の充実

本計画は、まちづくり計画や地方創生総合戦略、地域福祉計画、次世代育成支援行動計画など、他の各種計画との連携が重要であることから、総務課を窓口として全庁的な連絡調整を図ります。

(3) 国・北海道・他自治体などとの連携

国・北海道と連携・協力し、効果的に施策を進めるとともに、他の自治体や自主的な取組を行っている団体などとも連携しながら情報提供に努めます。

2 進捗管理

(1) 住民意識調査の実施

本計画の推進に伴い、村民の男女共同参画に対する意識がどのように変化したかについてその実態を把握し検証するため住民意識調査を実施します。

(2) 計画の進捗管理

本計画に基づく各種施策の進捗状況を検証し、広報や村ホームページなどにより公表します。

男女共同参画推進委員名簿

● 2025年3月27日～2027年3月26日

曾根 俊明（会長）
舘盛 洋子（副会長）
小林 裕子
佐々木 教年
宮木 宗久

【五十音順】